

平 監 第 28 号
令和 7 年 8 月 25 日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市議会議長 石 田 隆 芳 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

普通財産随時監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査実施日

令和 7 年 7 月 17 日及び 18 日（2 日間）

2 監査の対象

令和 7 年 3 月 31 日現在市が管理している普通財産（土地・建物）

3 監査の概要

今回の監査は、令和 6 年度における市所有の普通財産の整備管理状況について、関係書類との照合、検査を行うとともに現地確認を実施し関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

【普通財産】

【面 積】

土 地	2 5 7, 8 9 3 m ² （9 1 か所）
（うち貸付）	4 0, 4 0 8 m ² （2 3 か所）
建 物	7, 0 6 3 m ² （1 0 か所）
（うち貸付）	8 0 4 m ² （ 2 か所）

※ 面積は小数点以下切り捨て

第2 監査の結果

地方公共団体が所有する公有財産は、利用目的により行政財産と普通財産に分類されており、そのうち普通財産は、地方自治法第238条の5第1項において、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定されている。

しかし、当市の普通財産は、事業による残地や旧行政施設の跡地が多く、将来の利用について計画に上がらない場所が大半である。

今回の随時監査では、普通財産（土地）91か所のうち18か所（建物台帳に記載されている建物が所在する土地2か所を含む）を選定し、うち17か所について現地確認及び関係職員からの説明聴取を行ったところ、概ね適切な管理が行われていたが、一部の土地においては、雑草が繁茂している等、管理が不十分と見られる状況が確認された。また、契約書によらず無償貸付している箇所が2か所あった。

今後の財産管理については、まず、売却や有償貸付が可能なものは、自主財源の確保につながる貴重な経営資源として、今後計画的に活用されたい。

次に、無償貸付を行っている財産については、貸付契約の所在が明白となるように契約書を取り交わす等、整理を行っていただきたい。

さらに、各財産（土地）については、隣地からの苦情が無いように草刈や樹木伐採等を行い、適切な維持管理を要望するものである。

そして、建物台帳に記載されている建物2か所については、破損状況や使用頻度等を勘案し、今後解体する等、計画的な処分を検討されたい。

なお、前回（令和4年度）実施した普通財産監査の検討結果等において、町会等への無償譲渡や売却等の計画が策定されている箇所については、将来における計画の遂行を引き続きお願いしたい。